

## 平成30年第4回教育委員会会議録

日時：平成30年3月27日（火）

午前9時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員 滝澤 多佳子	
	委員 富田 昌平	
出席者	教育長	倉田 幸則
	学校教育・人権教育担当理事	森 昌彦
	教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長	下里 秀紀
	給食担当参事	南条 弥生
	教育推進担当参事（兼）学校教育課長	田中 寛
	教育総務課教育財産管理担当副参事 （兼）施設担当副参事	橋本 勝人
	教職員担当副参事	古谷 正和
	幼児教育課程担当副参事	松谷 富美子
	教育研究支援課長	伊藤 雅子
	人権教育課長	外岡 博明
	生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進 担当副参事	米山 浩之
	生涯学習課青少年担当副参事 （兼）青少年センター所長	小島 広之
	生涯学習課公民館事業担当副参事 （兼）中央公民館長	松永 正春
	津図書館長（兼）津図書館図書事務長	西川 誠

教育長 平成30年第4回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、第9号 津市教育振興ビジョンについて、第10号 津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について、第11号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について、第12号 津市立幼稚園則の一部の改正について、第13号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部の改正について、第14号 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について、第15号 津市指定有形文化財の指定について、7件の議案について、審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第9号から議案第15号の議案7件です。このうち、議案第9号から議案第15号の議案7件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第4号の規定に該当するため、非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議ないようですので、議案第9号から議案第15号については非公開と決定します。

議案第9号 津市教育振興ビジョンについて

議案第9号 非公開で開催

議案第9号 原案可決

議案第10号 津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について

議案第10号 非公開で開催

議案第10号 原案可決

議案第11号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について

議案第11号 非公開で開催

議案第11号 原案可決

議案第12号 津市立幼稚園則の一部の改正について

議案第12号 非公開で開催

議案第12号 原案可決

議案第13号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部の改正について

議案第13号 非公開で開催

議案第13号 原案可決

議案第14号 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について

議案第14号 非公開で開催

議案第14号 原案可決

議案第15号 津市指定有形文化財の指定について

議案第15号 非公開で開催

議案第15号 原案可決

教育長 それでは、審議に移りたいと思います。ここからは非公開といたします。議案第9号津市教育振興ビジョンについて、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 それでは、議案第9号津市教育振興ビジョンについて、御説明をさせていただきます。津市教育振興ビジョンは、御存知のとおり、夢や希望を持ち、国際社会に生きる自立した人づくりを基本構想にして、その実現に向け、津市総合計画等と同様、計画期間を10年と見据えた計画としまして、平成30年度から34年度までを前期基本計画と位置付けてまして、国や県における制度等の改正や32年度に策定される教育大綱を見据えつつ、平成35年度には後期基本計画として見直しを行う予定と、今まで御説明をさせていただいた通りでございます。これまで、この新たな津市教育ビジョンにつきましては、この教育委員会におきまして、何度も御協議をいただきまして、御意見等を頂戴いたしまして、ありがとうございます。平成30年1月5日に開催しました教育委員会の協議会後の状況を御説明させていただきたいと思っております。別紙1を御覧いただきたいと思っております。これが、2月の全員協議会で御意見をいただいた内容でございます。意見及びその理由に対しまして、修正の有無、変更内容の文案、考え方等を記載させていただいております。次に、別紙2を御覧いただきたいと思っております。2月16日（金）から3月15日（木）まで実施いたしました、パブリックコメントによる御意見等でございます。2名の方から、27件の御意見をいただいております。これにつきましても、修正の有無等を記載させていただいております。次に、別紙3を御覧いただきたいと思っております。別紙3は、2月の全員協議会、パブリックコメント以外で、事務局において再度検討をいたしまして、1月の教育委員会協議会時にお渡しした計画内容から、一部修正した所を一覧表にさせていただいたものでございます。別紙1、別紙2、別紙3の記載の通り修正を行なったものが、議案第9号として今、お手元にお配りしております「津市教育振興ビジョン」の冊子でございます。以上で御説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

教育長 議会の全員協議会、また、パブリックコメントでいただいた意見を元に、何点か修正させていただいた部分がありますが、冊子なんかは、時間のなかで事前にお渡しはさせていただいているんですが、なかなか難しいと思っておりますので、いろいろと見ていただいて、御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

滝澤委員 はい。

教育長 滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 パブコメが非常に詳細で、大量のパブコメが来ておりました。多数の方ではなく2名ということで、かなりの専門家かなとは思っています。教育関係者かなと思うのですが、こういう意見が出たときに、パブコメはただ受けるだけで、特に回答をすとか、御意見を聴きます、検討しますということは返さないというのが前提なんですか。

教育長 下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 パブリックコメントのみ、回答させていただくということで、全員協議会については回答はございません。

滝澤委員 そうですか。もう一方通行ですね。それに対してまた反論とか、そういうことはないんですよ。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 それはございません。

滝澤委員 はい、分かりました。すごい修正。

教育長 かなりしっかりと。

滝澤委員 かなり修正もあって大変だったのでは。これ、直前に、ということで時間的制約もあったかと思いますが、相当、御検討いただいて、訂正も結構あるようでございますが、特に大きな変更点については、少し御説明いただいたほうが良いかなと思うんですが、どうでしょうか。

教育長 主な所で。内容がかなり変わったとか。

滝澤委員 主な所だけです。変更点だけです。文字とか言い回しとか、その辺は特に問題ないんですが、内容がかなり変わったという所だけ、少し御説明いただきたいな、と思うのですが。

教育長 今の滝澤委員の御質問、各課で主な修正点、変更点というのを、少し言

ってもらえますか。どの課からでも。もう細かいことはいいですので。ないところはいいですね。

滝澤委員 ないところはいいです。

教育長 新たに項目が付け加わったところ。

滝澤委員 はい。

教育研究支援課長 はい。

教育長 それでは、伊藤支援課長。

教育支援研究課長 教育支援研究課です。別紙1の全員協議会の資料を御覧ください。その別紙1の番号で言いますと、6番の小林議員の所なんですけれども、「キャリア教育について言及があつて然るべきではないか」ということで、キャリア教育の内容がなかったということの御意見をいただきました。その御意見を踏まえまして、学力向上の施策内容でいきますと、「(2) 学力の向上」の所に「キャリア教育の視点を入れた教育活動」ということで、追記をさせていただいております。」このキャリア教育につきましては、ほかの項目の所にも“キャリア教育”という言葉は使わずに、子どもたちが地域の体験学習とか、いろいろな体験の学びがあるということで、キャリア教育を踏まえた視点では書いていたんですけれども、“キャリア教育”という言葉を使いながら、追記をさせていただきました。そこが大きな修正点です。以上です。

教育長 新たに“キャリア教育”というのを入れさせていただいたと。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 はい。

教育長 松谷副参事。

幼児教育課程担当副参事 学校教育課から、お伝えさせていただきます。まず、全員協議会のほうの4番なんですけれども、小林議員のほうから幼児教育について、「幼児教育の充実」の所で、「幼稚園・認定こども園・保育所の連携と言いながら、幼稚園から認定こども園や保育所への、公開保育への参加の施策達成目標が書いてあるのだけれども、その反対も含めなくて良いのか」というような御

意見をいただきました。そして、検討させていただきまして、やはり、これからその3つがしっかりと連携を取っていくという意味で、幼稚園・保育所・認定こども園を含めた施策目標ということで、表させていただきました。それからもう一つ、パブリックコメントのほうの6番で、「幼稚園の適正規模の教育環境の確保」という所で、御意見をいただきました。これにつきましては、環境ということ、この項で表させていただいているんですけども、それが「適正規模という規模の環境だけを書いてあるように思える」というような御意見でした。そこで、読んでいただいたときにそういったことがあると、やはりいけませんので、幼児教育は環境を通して行うものであることから、全ての項においては、その環境という観点で書いてはあつもりではあるんですけども、そこを適正規模の事と、その他の環境の事と表して表記するというふうに、ここを変更させていただきました。以上です。

教育長 そのほか、どうですか。

生涯学習課青少年担当副参事 はい。

教育長 小島副参事。

生涯学習課青少年担当副参事 青少年の関係の部分で修正がございますので、そのことを御報告申し上げます。まず、ビジョンの73ページになります。

教育長 これ、全教、パブコメ、どちらの。

生涯学習課青少年担当副参事 これは、パブリックコメントの24番に御意見がありましたので、対応いたしました。放課後子供教室なんですけれども、「放課後子供教室について、注記が必要ではないか」という御意見で、確かに放課後子供教室が、これだけでは一体どんなものか分かりにくかったので、注記を付けさせていただきました。注記は一番下でございます。それから、今度は全協の39、40の番号の小野議員の御意見なんですけれども、関係するのは74ページ、75ページになります。小野議員の御意見としましては、青少年の各地域での活動なんですけれども、「ザクッと、通り一遍な書き方しかしていないので、各地域ではいろいろな取組をしているということ、それから、より活性化が必要であるということ、それから、目標値をもう一つ追加してはどうか」というふうな御意見でした。そういうふうなことで、少し修正を加えましたのは、74ページの「エ」の部分なんですけれども、2行目に「青少年の健全育成のための様々な取組が

行われています」と表記を変えております。それから、75ページですけれども、真ん中辺にあります「青少年健全育成活動の実施」という、大きな黒丸の3行下にいきますと、「有害環境浄化活動などの活性化を図ります」というふうに「活性化」という言葉を入れました。それから、それを検討する中で、また74ページに戻っていただきますけれども、「ア」の部分ですけれども、相談件数が減少している、このグラフがございます。ですので、やはり周知が必要ということで、「ア」の部分の3行目以降ですけれども、「現状では」ということで、「相談件数が減っている状況にあるが、周知を図っていく必要がある」というふうなことで、【現状と課題】の部分の変更。それから、右側の75ページでは、一番上の黒丸「青少年に対する相談の実施」ということで、その下へ3行、いつていただきましたら、「青少年により活用されるよう、一層の周知を図ります」ということを入れさせていただきました。そして、【施策達成目標】の部分なんですけれども、以前は「関係機関と連携をした取組件数」ということで、100を目指すというふうなことでありましたが、やはり分かりにくいということで、前回書かれておりました「愛の声かけの回数」と表現を変更しております。以上のような変更を行いました。

教育長 そのほかは。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。ございます。

教育長 下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 パブリックコメントの3番で、第1章の一番書き始めの所の「教育振興ビジョン策定の背景と目的」ということで、最後の部分が8行に及ぶ長い文章で、「内容がなかなか分かりにくい文章になっているのではないか」ということを御指摘いただきましたので、意味合いは同じなんですけど、重複している文言を削ったり、文章を3つに切ったりして、読み手のほうが分かりやすいような内容に配慮したほうが良いのではないかとということで、後半、最後の文を少し変えさせていただきました。ほとんど意味合いは変わってないんですけども、文章の構成を変えさせていただきました。以上です。

滝澤委員 了解しました。言い回しが変わったとか、そういう感じですよ。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 そうですね。言い回しが変わっただけです。



津図書館長（兼）津図書館図書事務長 はい。

教育長 図書館長、どうぞ。

津図書館長（兼）津図書館図書事務長 パブリックコメントの26個目になるんですけども、ここのコメントのほうでは、82ページの「(4) 図書館機能の充実」というところで、「ア」の所なんですけども、「インターネットの活用背景に貸出登録者数が減少しているという記載について、違うのではないか」と御指摘を受けた中で、一部、言葉を削除させていただきまして、「貸出登録者が減少していることから、利用の促進を図るため、多様化する利用者ニーズに合った図書館サービスのあり方を追及していく必要があります」というふうに「ア」の文章は変えさせていただきました。それに対して、【今後の方向性】という所で、2行目なんですけれども、「図書館サービスのあり方について、先進事例の調査・研究を行うとともに」という文言を追加させていただいて、その後に「図書館の最新情報や～」という所につなげていく修正をさせていただきました。以上でございます。

教育長 そのほかは。この辺りでよろしいですかね。以上、いろいろ字句の修正とかありましたけども、主な所を挙げました。

学校教育・人権教育担当理事 「希望」を入れたのは良いんですか。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 そうですね。

学校教育・人権教育担当理事 これが一番大事じゃないですか。

教育長 最初のですか。

学校教育・人権教育担当理事 一番初めの。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 7ページのほうで、ちょっと書いてごさいませんが、すみません、大綱の一番基本となる「基本構想」の部分が。

教育長 こちらは最後のほうのページになっている。これは、事務局内での協議

におけるものですか。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 別紙3ですね。7ページの基本構想の「基本目標の3つの視点」の中で「夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり」という、一番初めの3つの基本構想の視点の中に、「希望」という言葉もございますので、その辺とも整合性を取るという意味合いもありまして、「夢や希望を持ち～」という、「希望」という言葉を追加させていただいております。

教育長 そのこの表の表記が少し違って 있습니다ね。だから、最初は「夢をもち、～」だったのを「夢や希望を持ち～」というふうに、「希望」という言葉を入れた表現になっていないといけないけど、途中の変更点を書いてしまったね。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 そうですね。すみません。

教育長 繰り返しますけど、これ、「希望」を入れたのは、実は外部の協議ということで、そのとおりでなんですけど、全協の場でも議員さんから「夢と言うのは、あまりにもそれだけの意味だと大きすぎる」とか、「こんなのを見たらどうだ」というふうなやり取りもあったということもありまして、広い意味では、例えば「将来について、明るい見通しを持つ」とかの意味で「希望」も入れたほうが良いのではないかな、というふうなこともあって、「希望」という言葉を入れて、「もち」を漢字にしたというようなことです。あとは何かありますか。

教育研究支援課長 すみません。

教育長 教育研究支援課長、どうぞ。

教育研究支援課長 あと、もう一点すみません。小林議員のほうから、郷土教育のことで御意見をいただきまして、項目で言いますと「(3) グローバル化に対応した教育の推進」という所で24ページになるんですが、その25ページの【施策達成目標】なんですけれども、こちらのほうの達成目標が「中学校卒業段階で英検3級以上相当の英語力」と、これだけを施策の中に入れていたんですけれども、そのグローバルの部分の「英語だけではなくて、郷土教育に関する目標も必要ではないか」という御意見をいただきましたので、全国学力・学習状況調査の質問紙の中から、“「地域や社会を良くするために何をすべきかを考えることがある」と回答している子どもたちの割合”ということで、これは県のほうも、

郷土教育の中の施策目標ということで掲げておりますので、津市のほうも、もう一つの達成目標として、これを掲げさせていただきました。以上です。

教育長 あとは、よろしいですか。

富田委員 いいですか。

教育長 富田委員、どうぞ。

富田委員 先ほど御説明いただいた図書館の所なんですけれども、ほかの所に比べても、これまでの記述が「利用の促進を図る必要がある」というふうな書き方から「情報化の進展や市民の価値観の多様化に対応して」というような、そういう御意見で、結構、抜本的に「現代的なニーズに対応するかたちに、今後、図書館も変わっていきますよ」という宣言のような感じもするんですけれども。その辺りは随分、変わっていくことになるんですかね。どうなんですか。

津図書館長（兼）津図書館図書事務長 はい。

教育長 図書館長、どうぞ。

津図書館長（兼）津図書館図書事務長 来年度また、システム等の更新の時期にあたりまして、その時期にいろいろなサービスを考えていこうかというところもございますので、そういったところを、先進事例を見ながら図っていこうと思っております。

教育長 よろしいでしょうか。ほか、何か。

各委員 異議なし。

教育長 よろしいでしょうか。そうしましたら、御質問、御意見は以上というふうなことで、議案の第9号につきまして、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは御異議なきようですので、議案第9号

につきましては、原案どおり承認といたします。続いて、議案第10号 津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 議案第10号 津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について、御説明をさせていただきます。この改正は、幼保連携型認定こども園の設置に伴い、学校教育課学校教育担当の事務文書のうち、教育課程等に係る内容について、幼保連携型認定こども園を追加するため、所要の改正を行うものでございます。資料3ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。改正する内容につきましては、別表の1、第4条関係の表中の学校教育課学校教育担当の教育課程等にかかる内容に「幼保連携型認定こども園」の文言を追加するものでございます。施行につきましては、平成30年4月1日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

教育長 説明は以上ですけれども、御質問等ありましたらお願いします。

各委員 質問等なし。

教育長 よろしいですね。これ、もう4月からこども園ができますので、事務的に入れたものです。それでは、議案第10号につきまして、原案どおり承認ということによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。では、御異議なきようですので、議案第10号につきましては、原案どおり承認といたします。続いて、議案第11号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 議案第11号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について、御説明をさせていただきます。この改正は、津市立学校設置条例の一部改正、津市立香良洲浜っこ幼児園設置条例及び白山乳幼児教育センター設置条例の廃止に伴いまして、平成30年3月31日をもって、8つの幼稚園と香良洲浜っこ幼児園及び白山乳幼児教育センターが廃止されるこ

とに伴い、改正を行うものでございます。改正の内容は、資料3ページ及び4ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。幼稚園印、幼稚園長印、幼稚園印及び乳幼児教育センター印の個数の整理を行うものでございます。津市立の修成幼稚園、新町幼稚園、神戸幼稚園、草生幼稚園、香良洲幼稚園、大井幼稚園、波瀬幼稚園、白山幼稚園の8つの幼稚園の廃止によりまして、印の個数を39個から31個に、津市立の香良洲浜っこ幼児園及び白山乳幼児教育センターの廃止によりまして、印の項を削るというものでございます。施行につきましては、平成30年4月1日でございます。以上で説明を終わります。御審議のほど、お願いいたします。

教育長 説明は以上ですけれども、何か御質問等がありましたら。

各委員 質問等なし。

教育長 これもよろしいですね、ほぼ事務的な整理というふうな。それでは、議案第11号につきまして、原案どおり承認ということではよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。御異議なきようですので、議案第11号につきましては、原案どおり承認といたします。続いて、議案第12号 津市立幼稚園則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

松谷副参事。

幼児教育課程担当副参事 議案第12号 津市立幼稚園則の一部の改正について、説明させていただきます。1ページをお願いいたします。改正理由といたしましては、津市立学校設置条例の一部改正に伴いまして、平成30年3月31日をもって廃止となります津市立幼稚園8園の項を、津市立幼稚園則から削除しようとするもので、その8園と言いますのが、3ページの新旧対照表を御覧ください。認定こども園へ移行いたします津市立修成幼稚園、津市立新町幼稚園、津市立神戸幼稚園、津市立香良洲幼稚園及び津市立白山幼稚園の5園と、これまで休園しておりました津市立草生幼稚園、大井幼稚園、波瀬幼稚園3園の、合わせて8園でございます。施行期日は平成30年4月1日です。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長 説明は以上ですけれども、何か御質問等ありましたら。

各委員 質問等なし。

教育長 よろしいですかね。これも一連の処理ということで。それでは、議案第12号につきまして、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。では、御異議なきようですので、議案第12号につきましては、原案どおり承認といたします。続いて、議案第13号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

松谷副参事。

幼児教育課程担当副参事 議案第13号 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部の改正について、説明させていただきます。1ページをお願いいたします。改正理由といたしましては、津市立幼保連携型認定こども園の設置に伴いまして、津市立幼稚園を利用する1号認定子どもに適応しておりました利用者負担額に係る経過措置を、平成30年に開園いたします3つの津市立幼保連携型認定こども園を利用する一部の1号認定子どもにも適応するために、所要の改正を行おうとするものでございます。この「経過措置」と言いますのは、平成27年度からスタートしました子ども・子育て支援新制度に基づいて津市立幼稚園の利用者負担額を定めたときに、それまで一律6,000円であった金額が、最高額でおよそ3倍の1万7,600円に急増することに対して、それを緩和するために5年間をかけて段階的に金額を上げていく、という経過措置のことです。新たに認定こども園に入られる方につきましては、最高額の階層の方ですと、月額1万7,600円ということになりますが、この経過措置の適用となると、最高額が月額1万2,900円ということになります。具体的な改正内容としましては、平成30年4月に開園する津市立幼保連携型認定こども園を利用する1号認定子どものうち、ここにある改正内容の(1)にあります津みどりの森こども園では、平成29年度に神戸幼稚園の4歳児に在籍していて、引き続き津みどりの森こども園の5歳児に進級する1号認定子どもにのみ、適用します。それから、(2)の香良洲浜っこ幼児園、白山こども園につきましては、(1)と同様に、平成29年度からそれぞれの幼稚園に在籍していて、引き続き進級する1号認定子どもと、それと地域要件がありまして、香良洲、白山、美杉に在住される方については、幼稚園的な利

用を希望する場合、ほかに津市立幼稚園がありませんので、「当該こども園しか利用できないということから、経過措置の対象とする」ということで、この事は平成28年5月に開催されました津市議会の全員協議会で答申として出させていただいております。これらにつきましては、全て平成30年3月31日を基準日としまして、その時点で該当するか否かを判断することになります。施行期日は平成30年4月1日です。資料の2ページ以下は、その改正文と新旧対照表及び現行の規則文でございます。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 説明は以上ですけれども、何か御質問ありましたらお願いします。

富田委員 よろしいですか。

教育長 富田委員、どうぞ。

富田委員 「1号認定子どもとして、引き続きその園を利用する」という場合の最大が1万2,900円ということで。それで、「新たにそちらの園に1号認定子どもとして在園する」というふうなお子さんに対しては、どのようなかたちになるのでしょうか。

幼児教育課程担当副参事 はい。

教育長 松谷副参事。

幼児教育課程担当副参事 新たに入っていただきます方は、もう、この規則に定めてあります「経過措置を取らない金額」ということで、最高額の方で1万7,600円ということになります。

教育長 続けて富田委員、どうぞ。

富田委員 そうしましたら、その引き続きと、あるいは新入園児というところで、それだけの、5,000円ぐらいの保育料の負担額の開きがあるということですね。

幼児教育課程担当副参事 はい。そうでございます。

教育長 そのほか、何か御質問等ありましたら。

各委員 質問等なし。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第13号につきまして、原案どおり承認ということによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。では、御異議なきようですので、議案第13号につきましては、原案どおり承認といたします。続いて、議案第14号 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

教職員担当副参事 はい。

教育長 古谷副参事。

教職員担当副参事 議案第14号 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について、御説明をさせていただきます。1ページを御覧ください。まず、改正理由ですが、学校教育法が平成29年4月1日に一部が改正されまして、学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するための職務の規定の見直しが行なわれました。本市におきましても、教育指導面や保護者対応等により、学校組織マネジメントの中核となる校長・教頭等の負担が増加する等の状況にありまして、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員が、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を活かして、学校の事務を一定の責任を持って自己の担任事項として処理し、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目的として、事務職員の職務規定について、所要の改正を行うものです。改正の内容につきましては、3ページの規則新旧対照表を御覧ください。規則の第15条 第7項「事務職員は、事務に従事する」となっていたものを、「事務職員は、事務をつかさどる」に改正するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長 説明は以上ですけども、これも御質問等、何かございましたらお願いします。



滝澤委員 はい。

教育長 滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 これ、学校教育法の一部改正に従って、そのとおり条文を変えるという意味ですか。

教育長 古谷副参事。

教職員担当副参事 そうです。資料を後ろに付けてございますが、後ろから2ページ目になりますが、「義務教育諸学校の体制の充実及び運営の改善を図るための法律案」というのが、8法案出されていまして、その中の1つの、学校教育法の改正に伴いまして、先ほど委員がおっしゃられたように、同じ文言に改正をするということでございます。

教育長 よろしいでしょうか。

滝澤委員 少しよろしいですか。

教育長 滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 法改正による文言変更は、もう致し方ないんですけど、この「つかさどる」という意味が少し、いまいちよく分からないかな と思ったんですが。

教育長 補足説明はどうですか。

教職員担当副参事 はい。

教育長 古谷副参事。

教職員担当副参事 今までとどう違うのかということになってくるかと思うんですけども、今までも各学校の特色ある学校教育を進めるために、例えば事務職員ですと、予算に関わる事務、学校財務になると思います。また、児童生徒の就学保障に関する事務、主に就学援助事務、こういうのを事務職員は中心になって行なってきたのですが、今回の法改正に伴い、事務処理を行うというだけで

なく、より主体的に、そのような校務運営に参画することを目的としたものである、というふうに捉えています。もっと具体的に申しますと、例えば、各学校では企画運営委員会というようなものがありまして、そこで学校の方針等を決めていく会議を行うんですが、例えば、その中に事務職員がメンバーとなって入りまして、財務の面等から意見を言うというようなことで、学校経営の方向性を強化していく、そのような方向に進めていくことになっていく、というふうに思っています。

教育長 ただ単に校長から言われて職務を忠実に執行するだけではなくて、事務職員の知恵やそういったものも活かして校務運営に主体的に関わるという、そういう意味ですかね。

教職員担当副参事 はい。そうです。

教育長 滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 変更は、ただ上司の指示に従ってそれだけを行うというのではなくて、もっと自分の能力を活かして発言したり、事務を改善するための提言、その他ができるという話になってくるんですね。

教育長 古谷副参事、どうぞ。

教職員担当副参事 おっしゃられるとおりです。事務職員が より主体的・積極的に学校運営に関わるということになっていくと思います。

教育長 滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 そうしますと、多分そういうことに事務職員さんは慣れていないと思うんですよ。今までは言われたことだけを、この範囲内での仕事しかしていないので、そういうふうにつかさどれるような体制と言いますか、組織内での活用をもう少し具体的に検討していかないと、法改正の意味がないかなと思います。

教育長 その辺りはどうですか、古谷副参事。

教職員担当副参事 実は現状はですね、これは事務職員の人にもよるんですけども、かなり、つかさどっているというか、学校運営に積極的に参画している事

務職員もおります。一方、そうでない、言われたことを粛々とする事務もいるんですが、この改正に伴いまして、より主体的に参画していかなければいけないという意識づけになる、そこが一番、この法改正の大きな部分ではないかというふうに感じております。

教育長 森理事、どうぞ。

学校教育・人権教育担当理事 今回の事務職員というのは、「共同実施」と言いまして、グループごとにリーダーがいて、そういう体制というのは、もう数年前からあるんですけども、そういうふうな中で、今既にその事務職員は今でも職制というのが、例えば総括主幹とか、主幹とか、職制があるわけですけども、その中で上の者については、ある程度「つかさどる」という意図を持ってやっている方もいるんですけども、やはり、それより下の方というのは、まだ言われたまま従事ということになりますので、ただ、各学校の1人職種ですので、そういった階層を関係なく配置されていますので、そういった共同実施とか、そういった場を通して、各学校に戻ったら、やはり主体的にやっていかないといけないんだというふうな意識づけというのは、指導していく必要があるのかなと思っています。

教育長 滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 そのようにしていただきたいんですが、この事務職員というのは、転勤はないんですか。どのような転勤条件なんですか。

教育長 はい、森理事。

学校教育・人権教育担当理事 これはもう、一般教職員と全く一緒です。

教育長 あと、そのほか何かございましたら。

各委員 そのほかの質疑なし。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第14号につきまして、原案どおり承認というふうなことでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 それでは御異議なきようですので、議案第14号につきましては、原案どおり承認いたします。続いて、議案第15号 津市指定有形文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

米山課長。

生涯学習課長 津市有形文化財の指定につきまして、説明をさせていただきます。去る2月22日に開催いたしました津市文化財保護審議会におきまして、津観音の大宝院が所有します銅像「阿弥陀如来立像」1軀と、白山町の川口地区財産管理会が所有する古文書19点が、文化財指定に係る建議がございました。資料は1ページにございます。まず、銅像「阿弥陀如来立像」1軀でございます。資料は2ページから8ページまででございます。写真につきましては6ページ、それから、背面の銘文につきましては7、8ページを御覧いただきたいと思えます。津市大門の津観音の本堂の前に立ちます等身大の銅像「阿弥陀如来立像」でございます。背面に刻まれた銘文によりまして、明暦4年（1658年）に地元の鋳物師、辻重種（つじしげたね）によって鋳造されたことがわかります。その銘文の中に見える製作者の辻重種につきましては、津の鋳物師でございます。辻氏は京都の方広寺の梵鐘の鋳造に関わった家種（いえたね）を祖としました人物でございます。現在、津市を中心にして、県内に17世紀初めから19世紀の初めにかけて作られた梵鐘・鰐口（わにぐち）等がたくさん残っております。津観音におきましては、既にいずれも津市の指定有形文化財となります。辻氏の作品であります撞鐘（どうしょう）、鐘ですね。それから、灯籠等が伝来してございます。この「阿弥陀如来立像」につきましては、地元の鋳物師の辻氏による比較的初期の物でございます。しかも、まだ数が少ない本格的な大型の金銅仏（こんどうぶつ）の制作物として、貴重な物となります。続きまして、古文書、南家城・川口井水並びに井生村井水関係文書、19点でございます。資料は9ページから18ページでございます。この古文書につきましては、白山町の南家城・川口井水関係と、一志町の井生村の井水関係の2つの文書（もんじょ）群からなります。南家城の井水は、寛永7年（1630年）に開削された井水（≒用水路）でして、古くから南家城村の水田を灌漑（かんがい）してまいりました。川口井水は、寛文4年（1664年）に開削されたものでございます。ただ、度重なる井水の損壊、復旧を繰り返すものの、なかなか維持ができなかったことから、川口村から依頼して、享保14年（1729年）に南家城の井水と統合されました。そのとき、両村で取り交わした敷地米や諸入費、これは、収穫によって採れる米の量とかですね、そういういろんな雑費ということになるんですけども、その負担割合を示した定めというものがございます。その現在の井水の利用条件の根源となるもので、資料では15ページ、16ページにこの定め書きを掲

載しております。井生村の井水関係文書につきましては、川口村の下流域に隣接します井生村は、川口村の杉ヶ瀬地内に雲出川に井堰（いぜき）を設けまして、そこから井溝（≒水路）を通り、かなり広い範囲に水田を灌漑してございます。井生村の関係文書につきましては、その井堰・井溝の設置に関するものとなります。大正14年には、一志郡の大井村普通水利関係組合と白山町の川口村との間で水利関係の契約が交わされてございます。その契約は、江戸時代の「万治、延享、文政、天保年間より井生村より川口村へ示すことを永遠に遵守するもの」とされておりまして、その示された内容がこの文書群ということになります。この条件の最初の物が、万治2年（1659年）のものになります。写真資料としては17ページにございます。これ以後、文政、天保年間の記録が文書群に含まれておりまして、また、井堰はたびたび損壊して築造されておりますけども、その築造協議を示されると思われるページも遺されてございます。その資料が18ページの資料になります。この2つの文書群につきましては、雲出川水系におきます、江戸時代の村々の水利関係を示す資料として非常に貴重な物で、現在もその引き継がれている負担割合等の根源を示す資料ということでございます。以上2点が、市指定の有形文化財にふさわしいものとして判断され、今回、文化財保護審議会より建議がありましたので、御説明をさせていただきました。これで説明を終わらせていただきます。御審議のほう、よろしく願いいたします。

教育長 説明は以上ですけども、何か御質問等ありましたらお願いします。

滝澤委員 はい。

教育長 滝澤委員、どうぞ。

滝澤委員 こういう資料は非常に貴重な物で、専門家しか、なかなか読み解けなかったりする。そういう知識がないと判断ができない部分があるんですが、その文化財保護審議会の委員様以外にそういう調査員というのは、教育委員会の中でお願いしている方がいらっしゃるのでしょうか。

生涯学習課長 はい。

教育長 どうぞ、米山課長。

生涯学習課長 特に調査員というかたちで依頼している方はございません。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 この調査はどなたがされますか。

教育長 米山課長。

生涯学習課長 文化財保護審議会の委員の先生方、その中に古文書の先生の方であったり、彫刻の専門の方であったり、そういう専門の先生と部会というかたちで、ある程度近い分野の方が共同で調査をして調査報告をまとめている。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 わかりました。非常に膨大な資料ですね。読み解くのも非常に大変かな、と思ひまして。教育委員会絡みでそういう方が居るんだとしたら、すごいなと思ったんですが、別途、専門家を依頼して、審議委員会の中でしていただいているということですね。

生涯学習課長 はい。

滝澤委員 了解しました。ありがとうございました。

教育長 ほか何かございましたら。

富田委員 はい。

教育長 富田委員、どうぞ。

富田委員 この指定有形文化財に指定されると、その前と後でどのような違いがありますか。

教育長 米山課長。

生涯学習課長 指定文化財は津市にとって貴重な物ということで、教育委員会として指定させていただきます。ですので、その所有者にとっては、それを保存していただく義務が生じてまいります。それに対して、教育委員会としては、それを保存していただくために、例えば、必要な修理であるとか、それらに対して

補助をさせていただく。そういうかたちでこれらを公共的に遺していただくということになります。

教育長 よろしいでしょうか。そのほか、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 それでは、議案第15号につきまして、原案どおり承認ということによりよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。では、御異議なきようですので、議案第15号につきましては、原案どおり承認いたします。